

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 業務規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 2
- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 14

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買単位)</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託受益証券は、<u>投資信託受益証券の発行者が定めた口数とする。ただし、次のa及びbに掲げる銘柄にあっては、当該a及びbに定めるところによる。</u></p> <p><u>a 投資信託受益証券の発行者が口数の変更等を伴う併合等（併合又は分割をいう。以下同じ。）を行う場合における当該銘柄</u></p> <p><u>当該併合等の効力発生日の日の3日前の日から当該併合等の効力発生日の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の口数とする。</u></p> <p><u>b 当取引所が特に指定する銘柄</u></p> <p><u>当取引所が定めるところによるものとする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年3月12日から施行する。</p>	<p>(売買単位)</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託受益証券は、<u>発行されている券種の口数</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 カウンター・パーティー 組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方(当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者)をいう。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p><u>(11)の2 組入債権 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利(法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権に限る。以下この条において同じ。)をいう。</u></p> <p><u>(11)の3 組入有価証券 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券をいう。</u></p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p><u>(17)の2 四半期財務諸表等 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。</u></p> <p><u>(17)の3 指標連動有価証券等組入型ETF 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は締結された特定の者との契約に係る権利を投資信託財産等に組み入れることによって、特定の指標に連動することを目的とするETFをいう。</u></p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p><u>(21)の2 上場指標連動有価証券等組入型ETF 当取引所に上場している指標連動有価証券等組入型ETFをいう。</u></p> <p>(22)～(42) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(22)～(42) (略)</p>

(新規上場申請に係る提出書類等)

第6条 (略)

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」その他施行規則で定める書類を添付するものとする。

3～5 (略)

6 E T Fの新規上場を申請した者（指標連動有価証券等組入型E T Fの新規上場を申請した者に限る。）のうち新規上場申請銘柄に係る管理会社（新規上場申請銘柄が第3条第1項第2号に掲げるE T Fである場合にあっては、外国投資法人及び管理会社）である者は、当取引所が新規上場申請に係るE T Fの上場を承認した場合には、施行規則で定めるところにより、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等（運用の継続性の確保及び投資信託財産等の毀損の可能性の軽減のための組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）の信用状況に関する管理体制その他の施行規則で定める体制をいう。以下同じ。）について記載した報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、この項の規定又は第9条第3項の規定により当該報告書を提出している場合にあっては、この限りでない。

(上場審査基準)

第7条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条第2項第1号及び第14条第1項第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証

(新規上場申請に係る提出書類等)

第6条 (略)

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」その他の施行規則で定める書類を添付するものとする。

3～5 (略)

(新設)

(上場審査基準)

第7条 内国E T Fの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで（公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条第2項第1号及び第14条第1項第3号において同じ。）の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証

券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。

a (略)

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)から(h)までの内容が記載されていること。

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができない旨(重大な約款の変更等がされる場合であつて、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づきETFの買取りが行われ、かつ、当該ETFについて投資信託契約を一部解約する請求が行われる場合を除く。)

(d)～(h) (略)

c～e (略)

f 以下の(a)及び(b)に掲げる新規上場申請銘柄に係る指標の区分に従い、当該(a)又は(b)に適合すること。

(a) レバレッジ型・インバース型指標(他の指標(以下「原指標」という。)の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標をいう。以下同じ。)以外の指標

次のイからトまでに適合すること。

イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

ロ 有価証券(法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。)の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄(当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。)の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。

ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄(その変更があり得

券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。

a (略)

b 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)から(h)までの内容が記載されていること。

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができない旨

(d)～(h) (略)

c～e (略)

f 新規上場申請銘柄に係る指標が、次の(a)から(g)までに適合すること。

(a) 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

(b) 有価証券(法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。)の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

(c) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄(当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。)の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。

(d) 指標及びその算出方法が公表されているものであること。

(e) 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあつては、その構成銘柄(その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。)が公表されているものであること。

(f) 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること(その構成銘柄

る場合にはその基準及び方法を含む。)が公表されているものであること。

へ 有価証券又は商品の価格に係る指標にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること (その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。))。

ト 法第2条第25項に規定する金融指標(商品の価格を含む。)又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること (当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。))。

(b) レバレッジ型・インバース型指標

次のイからニまでに適合すること。

イ 前(a)イ、ニ及びトに掲げる事項に適合すること。

ロ 原指標が、前(a)イからホまでに掲げる事項に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。

ハ 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標(法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この(b)において同じ。)である場合にあつては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。

ニ 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金

柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。))。

(g) 法第2条第25項に規定する金融指標(商品の価格を含む。)又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数にあつては、新規上場申請銘柄の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること (当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。))。

融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあつては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。） その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。

g・h (略)

i 新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型ETFに該当する場合にあつては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。

j～l (略)

(3) (略)

2 (略)

(変更上場申請)

第8条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、外国投資法人及び管理会社）が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

(削る)

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(上場ETFに関する情報の開示)

g・h (略)

i 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の者との契約に係る権利（法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権に限る。）を投資信託財産等に組み入れることによって、特定の指標に連動する仕組みである新規上場申請銘柄にあつては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、運用の継続性の確保及び投資信託財産等の毀損の可能性の軽減のための当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の信用状況等に関する管理体制その他の適切な体制が管理会社において整備されていること。

j～l (略)

(3) (略)

2 (略)

(変更上場申請)

第8条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、外国投資法人及び管理会社）が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、その変更に先立ち施行規則で定めるところによりその都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

(1) 上場ETFの数量

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

(上場ETFに関する情報の開示)

第9条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前項に規定する者は、当該上場ETFに関する次のaからdまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF及び外国ETFにあつては、aを除く。）に掲げる事項について日々（aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。）開示しなければならない。

a～c (略)

d その他当取引所が必要と認める事項

(2) 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFを除く。）に係る管理会社は、次のaからhまでのいずれかに該当する場合（a及びbに掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場ETFに係る管理会社が、次の(a)から(u)までに掲げる事項（内国ETFにあつては(s)及び(t)を除き、外国ETFにあつては(j)、(o)、(p)及び(r)を除く。）のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) (略)

(a)の2 上場ETFに係る受益権の併合又は分割

(b)～(u) (略)

b～e (略)

f 上場指標連動有価証券等組入型ETFにあつては、次の(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合（当該カウンター・パーティーが保証者である場合は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)に掲げる事実が発生したとき）であつて、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき

第9条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前項に規定する者は、当該上場ETFに関する次のaからcまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF及び外国ETFにあつては、aを除く。）に掲げる事項について日々（aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。）開示しなければならない。

a～c (略)

(新設)

(2) 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFを除く。）に係る管理会社は、次のaからhまでのいずれかに該当する場合（a及びbに掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場ETFに係る管理会社が、次の(a)から(u)までに掲げる事項（内国ETFにあつては(s)及び(t)を除き、外国ETFにあつては(j)、(o)、(p)及び(r)を除く。）のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) (略)

(新設)

(b)～(u) (略)

b～e (略)

f 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の者との契約に係る権利（法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権に限る。）を投資信託財産等に組み入れることによって、特定の指標に連動する仕組みである上場ETFにあつては、次の(a)又は(b)に掲げる事実

(a) 信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更（取得している場合に限る。）

(b) 財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。

(c) 事業年度又は中間会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。

(d) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載されることとなったこと。

(e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。

(f) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停

が発生した場合

(a) 当該有価証券若しくは当該有価証券の発行者（当該有価証券に係る保証者（当該有価証券の保証を行っている者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては当該保証者）又は当該契約の相手方（当該契約に係る保証者がある場合にあっては当該保証者。以下この(a)において同じ。）若しくは当該契約の相手方が発行する債券に係る信用格付の変更

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

止されたこと又は停止されることが事実となったこと。

(g) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。

(h) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失

(i) (a)から前(h)までに掲げる事項のほか、カウンター・パーティーの財務状況に関する重要な事実

g・h (略)

(3) 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFに限る。以下この号において同じ。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次のaからgまでのいずれかに該当する場合（a及びcに掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則に定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場ETFに係る外国投資法人が次の(a)から(n)まで（上場ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、(a)及び(b)を除く。）に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 上場ETFに係る投資口の売出し

(b) 上場ETFに係る投資口の併合又は分割

(c)～(n) (略)

b～e (略)

f 上場指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、前号fの(a)から(i)までに掲げる事実がカウンター・パーティーに発生した場合であって、当該事実がカウンター・パーティーに発生したことを把握したとき

(新設)

(新設)

(b) 当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の財務状況に関する重要な事実

g・h (略)

(3) 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFに限る。以下この号において同じ。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次のaからgまでのいずれかに該当する場合（a及びcに掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則に定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場ETFに係る外国投資法人が次の(a)から(n)まで（上場ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、(a)及び(b)を除く。）に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 外国ETFに係る投資口の併合又は分割

(b) 外国ETFに係る投資口の売出し

(c)～(n) (略)

b～e (略)

f 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の者との契約に係る権利（法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権に限る。）を投資信託財産等に組み入れることによって、特定の指標に連動する仕組みである上場ETFにあっては、次の(a)又は(b)に掲げる事実が発生した場合

(a) 当該有価証券若しくは当該有価証券の発行者（当該有価証券に係る保証者がある場合にあって

g (略)

3 上場指標連動有価証券等組入型ETFに係る第1項に規定する者は、第6条第6項に規定する報告書（この項の規定により変更後の報告書を提出している場合にあつては、当該変更後の報告書）の内容に変更が生じた場合には、当該変更内容が軽微であると当取引所が認める場合を除き、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとする。この場合において、当該者は、当該変更後の報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 上場指標連動有価証券等組入型ETFに係る第1項に規定する者は、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとする。

5 (略)

(受益権の分割の効力発生日等)

第12条の2 上場内国ETFに係る管理会社は、上場内国ETFに係る受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場内国ETFに係る管理会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一

ては当該保証者）又は当該契約の相手方（当該契約に係る保証者がある場合にあつては当該保証者。以下この(a)において同じ。）若しくは当該契約の相手方が発行する債券に係る信用格付の変更

(b) 当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の財務状況に関する重要な事実

g (略)

(新設)

3 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券又は特定の者との契約に係る権利（法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権に限る。）を投資信託財産等に組み入れることによって、特定の指標に連動する仕組みである上場ETFに係る第1項に規定する者は、当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあつては当該保証者を含む。）の財務状況の管理体制の機能の状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとする。

4 (略)

(新設)

定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

（上場E T Fに関する行動規範）

第12条の3 上場E T Fに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国E T Fにあつては、外国投資法人）は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者若しくは投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場E T Fに係る受益権又は投資口の併合又は分割を行わないものとする。

2 上場指標連動有価証券等組入型E T Fに係る管理会社（外国投資証券に該当する外国E T Fにあつては、外国投資法人及び管理会社）は、当該E T Fのカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に努めるものとする。

（上場廃止基準）

第14条 上場内国E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場E T Fの銘柄が、次のaからkまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあつてはbの(c)を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあつてはbの(h)を除く。）のいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(h)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合（重大な約款の変更等がされる場合であつて、当該重大な約款の変更等に反対した受益者の請求に基づきE T Fの買取りが行われ、かつ、当該E T Fについて投資信託契約を一部

(新設)

（上場廃止基準）

第14条 上場内国E T Fは、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場E T Fの銘柄が、次のaからkまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあつてはbの(c)を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場内国E T Fにあつてはbの(h)を除く。）のいずれかに該当する場合

a (略)

b 次の(a)から(h)までのいずれかに該当する投資信託約款の変更が行われる場合

(a)・(b) (略)

(c) 信託契約期間中において、受益者が投資信託契約の一部解約を請求することができることとなる場合

解約する請求が行われる場合を除く。)

(d)～(h) (略)

bの2 当該上場ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 当該上場ETFに係るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間（以下この(a)において「猶予期間」という。）に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方若しくは当該カウンター・パーティーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。

(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であつて、かつ、当該他の管理会社においてカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。

c～k (略)

2 上場外国ETF（外国投資証券に該当するものを除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合

a・b (略)

bの2 前項第3号bの2に該当する場合

c～e (略)

3 上場外国ETF（外国投資証券に該当するものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(d)～(h) (略)

(新設)

c～k (略)

2 上場外国ETF（外国投資証券に該当するものを除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 上場ETFの銘柄が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合

a・b (略)

(新設)

c～e (略)

3 上場外国ETF（外国投3 上場外国ETF（外国投資証券に該当するものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 上場E T Fの銘柄が、次のa からe までのいずれかに該当する場合

a ・ b (略)

b の2 第1項第3号b の2に該当する場合。この場合において、同b の2の(b)中「管理会社」とあるのは「外国投資法人及び管理会社」と読み替える。

c ～ e (略)

(当取引所への協力義務)

第15条 上場E T Fに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国E T Fにあつては、外国投資法人及び管理会社）は、当取引所が上場E T Fの上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であつた者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年3月12日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 上場E T Fの銘柄が、次のa からe までのいずれかに該当する場合

a ・ b (略)

(新設)

c ～ e (略)

(当取引所への協力義務)

第15条 上場E T Fに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国E T Fにあつては、外国投資法人）は、当取引所が上場E T Fの上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であつた者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請に係る提出書類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>ETF特例第6条第6項に規定する施行規則で定める体制とは、次の各号に掲げる体制をいい、同項に規定する報告書には、当該各号に掲げる体制の区分に従い、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>カウンター・パーティー等（組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）をいう。以下同じ。）の信用状況に関する管理体制</u></p> <p>a <u>カウンター・パーティー等の選定基準</u></p> <p>b <u>カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制</u></p> <p>c <u>カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制</u></p> <p>(2) <u>カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制</u></p> <p><u>カウンター・パーティー等に関する情報の配信方法</u></p> <p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 ETF特例第7条第1項第2号f（同条第2項第1号による場合を含む。）に規定する新規上場申請銘柄に係る指標についての審査は、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のイに定める事項についての審査は、次のa及びbに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)のロに定め</p>	<p>(新規上場申請に係る提出書類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(上場審査基準の取扱い)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 ETF特例第7条第1項第2号f（同条第2項第1号による場合を含む。）に規定する新規上場申請銘柄に係る指標についての審査は、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) ETF特例第7条第1項第2号fの(a)に定める事項についての審査は、次のa及びbに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) ETF特例第7条第1項第2号fの(b)に定める事</p>

る事項についての審査は、構成銘柄数及び上位構成銘柄の指標に占めるウエイトに基づき、個々の構成銘柄の価格の変動が指標の値に与える影響が大きくないと見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(3) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (a)のハに定める事項についての審査は、投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くと認められるものでないことその他の観点から検討することにより行う。

(4) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (a)のニに定める事項についての審査は、次の a 及び b に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a ・ b (略)

(5) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (a)のホに定める事項についての審査は、指標の構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることその他の観点から検討することにより行う。

(6) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (a)のヘに定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある有価証券又は商品について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(7) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (a)のトに定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な取引が行われる必要がある法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(8) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (b)のイの規定による同 f の (a)のイ、ニ及びト並びに同 f の (b)のロに定める事項についての審査は、(1)から(5)まで及び(7)に定めるところにより行う。

3 E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 i（同条第 2 項第 1 号による場合を含む。）に定める事項についての審査

項についての審査は、構成銘柄数及び上位構成銘柄の指標に占めるウエイトに基づき、個々の構成銘柄の価格の変動が指標の値に与える影響が大きくないと見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(3) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (c)に定める事項についての審査は、投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くと認められるものでないことその他の観点から検討することにより行う。

(4) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (d)に定める事項についての審査は、次の a 及び b に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a ・ b (略)

(5) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (e)に定める事項についての審査は、指標の構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることその他の観点から検討することにより行う。

(6) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (f)に定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある有価証券又は商品について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(7) E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (g)に定める事項についての審査は、一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な取引が行われる必要がある法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行う。

(新設)

3 E T F 特例第 7 条第 1 項第 2 号 i（同条第 2 項第 1 号による場合を含む。）に定める事項についての審査

は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 次の a から d までに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。

a カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。

b カウンター・パーティーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書又は中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定の結論」）が記載されていること。

c カウンター・パーティーが直近の事業年度又は中間会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態でないこと。

d （略）

(2) 次の a から e までに掲げる事項その他の事項から、カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制その他の体制が管理会社において適切に整備されていると認められること。

a カウンター・パーティー等の適切な選定基準が整備されていること。

は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 次の a から d までに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。

a 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあっては当該保証者を含む。以下この項において同じ。）が作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。

b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方が作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に係る監査報告書又は中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。

c 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方が最近の特定期間又は営業期間の末日において債務超過の状態でないこと。

d （略）

(2) 次の a から e までに掲げる事項その他の事項から、特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の信用状況等に関する管理体制その他の適切な管理体制が管理会社において整備されていると認められること。

a 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の適

- b (略)
- c カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制が適切に整備されていること。
- d カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。
- e 管理会社又はその関係者がカウンター・パーティー等に関する情報を配信する場合にあっては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。

4 (略)

第9条 削除

(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 株券上場廃止基準の取扱い1(4)a及びbの規定は、ETF特例第9条第2項第2号fの(c)に規定する債務超過の状態について準用する。

6 ETF特例第9条第2項第2号fの(g)に規定する法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこととは、カウンター・パーティーが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。

7 ETF特例第9条第2項第2号fの(f)に規定する停止されることが確実となったこととは、カウンター・パーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引停止が確実となったことをいう。

切な選定基準が整備されていること。

- b (略)
- c 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の財務状況等に係る適切な管理体制が整備されていること。
- d 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の倒産等による投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。
- e 管理会社又はその関係者が特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方に関する情報を配信する場合にあっては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。

4 (略)

(変更上場申請の取扱い)

第9条 ETF特例第8条第1項の規定による変更上場申請は、当該変更について決定を行った後遅滞なく当該変更により増加又は減少が見込まれる上場ETFの数量について、一括して行うものとする。

(上場ETFに関する情報の開示の取扱い)

第10条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(書類の提出等の取扱い)

第11条 (略)

2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) ETF特例第9条第2項第2号aの(a)の2に掲げる事項

受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) (略)

(4) (略)

3 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ETFに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a及び第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ETF特例第9条第2項第3号aの(a)に掲げる事

(書類の提出等の取扱い)

第11条 (略)

2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFを除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)及び第2号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

3 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETFに限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ETFに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a及び第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ETF特例第9条第2項第3号aの(a)に掲げる事

項

次の a から d までに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、c に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 売出しの日程表について、確定後直ちに

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、
交付後直ちに

c 目論見書（届出仮目論見書を含む。）について、
作成後直ちに

d 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し
について、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(2) E T F 特例第 9 条第 2 項第 3 号 a の (b) に掲げる事
項

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直
ちに

(3)～(6) (略)

4・5 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 E T F 特例第14条第1項第3号bの2の(a)に規定す
るカウンター・パーティーの財務状況の悪化として施
行規則で定める状態になった場合とは、カウンター・
パーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が
次の各号に該当する場合をいい、同(a)に規定する当取
引所が当該状態になったと認める日とは、当該各号に
定める日をいう。

(1) 財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンター・
パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期

項

投資口の併合又は分割日程表について、確定後直
ちに

(2) E T F 特例第 9 条第 2 項第 3 号 a の (b) に掲げる事
項

次の a から d までに掲げるところにより行う。た
だし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正
届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、
c に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 売出しの日程表について、確定後直ちに

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、
交付後直ちに

c 目論見書（届出仮目論見書を含む。）につい
て、作成後直ちに

d 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し
について、内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(3)～(6) (略)

4・5 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第14条 (略)

2・3 (略)

(新設)

連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

財務諸表等の場合にあつては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等。以下この号において同じ。）の場合にあつては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

(2) 事業年度又は中間会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(4)a及びbの規定は、債務超過の状態について準用する。

当該債務超過の状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

(3) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又

は「結論の表明をしない」旨)が記載された場合

監査報告書の場合にあつては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書。以下この号において同じ。)の場合にあつては、当該中間監査報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間(カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)の末日

(4) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった場合

事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった日

(5) 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された日又は停止されることが確実となった日

(6) 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行った日又はこれに準ずる状態になった日

(7) 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失

当該組入有価証券又は当該組入債権に係る期限の利益を喪失した日

(8) その他カウンター・パーティーの財務状況が急激に悪化したと当取引所が認める場合

当取引所がその都度決定する日

5 E T F 特例第14条第1項第3号bの2の(b)に規定するカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合とは、同第6条第6項に規定する報告書において、第6条第3項第1号に規定する管理体制が記載されなくなった場合その他当該管理体制を確認できなくなった場合をいう。

(新設)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 E T F 特例第14条第1項第3号 e (同条第2項第3号 a 又は同条第3項第5号 a による場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第2号の規定にかかわらず、上場 E T F に係る管理会社 (外国投資証券に該当する外国 E T F にあっては、外国投資法人) が上場 E T F に係る受益権又は投資口の併合又は分割を行った場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該併合又は分割による影響を考慮して第1号に規定する上場 E T F 一口あたりの純資産額の前月比を算出するものとする。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第16条 当取引所は、上場 E T F が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場 E T F を E T F 特例第17条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第9号、第10号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。

(1)～(4) (略)

(4)の2 上場 E T F の銘柄が E T F 特例第14条第1項第3号 b の2 の(a)に規定する猶予期間の最終日まで同(a)前段に該当しなくなったことが確認できない場合 (同条第2項第3号 b の2 及び同条第3項第5号 b の2 による場合を含む。)

(4)の3 上場 E T F の銘柄が E T F 特例第14条第1項第3号 b の2 の(b)に該当するおそれがあると当取引

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 E T F 特例第14条第1項第3号 e (同条第2項第3号 a 又は同条第3項第5号 a による場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第16条 当取引所は、上場 E T F が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場 E T F を E T F 特例第17条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第9号、第10号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

所が認める場合（同条第2項第3号bの2及び同条第3項第5号bの2による場合を含む。）

(5)～(15) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ETFを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) 第1項第1号から第4号まで、第5号及び第6号
のいずれかに該当する場合

(略)

(2) 第1項第4号の2に該当する場合

ETF特例第14条第1項第3号bの2の(a)に規定する猶予期間の最終日の翌日

(3) 第1項第4号の3及び第1項第9号から第15号ま
でのいずれかに該当する場合

当取引所が必要と認めた日

(4) (略)

(5) (略)

(削る)

(6) (略)

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第2号から第6号までに掲げる場合

(略)

付 則

この改正規定は、平成24年3月12日から施行する。

(5)～(15) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ETFを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) 第1項第1号から第6号までのいずれかに該当す
る場合

(略)

(新設)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 第1項第9号から第15号までのいずれかに該当す
る場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 前項の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる場合

(略)